

# 準備書についての秋田県知事の意見と事業者の見解（案）

表（1） 準備書についての秋田県知事の意見と事業者の見解（案）

## 1. 総括的事項

No.	秋田県知事の意見	事業者の見解
1	<p>評価書の作成に当たっては、さらに正確かつわかりやすい内容の作成に努めること。</p>	<p>評価書作成に当たっては、準備書の記載内容を精査した上で、必要に応じて修正を行い、正確かつわかりやすい内容となるよう努めました。</p> <p>なお、準備書と評価書の相違点については、「評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要」として評価書第10章に記載しました。</p>
2	<p>事業の実施に当たっては、環境保全措置について工事計画に反映させるとともに、工事施工業者等への周知や指導に努め、その確実な履行を確保すること。</p> <p>また、最新の知見や技術等を可能な範囲で導入することにより、一層の環境影響の低減に努めること。</p>	<p>事業の実施に当たっては、環境保全措置について工事計画に適切に反映させるとともに、工事関係者に対する周知、指導に努めます。</p> <p>また、工事計画の立案に当たっては、最新の知見、技術等を可能な範囲で取り入れ、一層の環境影響の低減に努めます。</p>
3	<p>ダム建設事業は工事期間が長く、また影響が広範囲に及ぶことから、次の事項に十分留意すること</p>	
3-7	<p>現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講じること。</p>	<p>現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い関係機関と対応を協議するとともに、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、専門家の指導、助言を得ながら、適切な措置を講じます。</p>
3-イ	<p>事後調査や環境保全措置と併せて実施する監視調査（以下「環境監視調査」という。）に当たっては、専門家等の助言を得ながら適切な時期及び頻度で行うとともに、その結果を踏まえ、調査の追加や環境保全措置の再検討等を行うこと。</p> <p>なお、事後調査の結果の公表に当たっては、可能な限り工事中に複数回行うとともに、必要に応じて環境保全措置の効果が確認できる時期に行うよう努めること。</p>	<p>事後調査や監視に当たっては、専門家の指導及び助言を得ながら適切な時期及び頻度で行うとともに、事後調査や監視で環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、専門家の指導、助言を得ながら、適切な措置を講じます。</p> <p>また、事後調査や監視の実施結果については、工事中の適切な時期や必要に応じて環境保全措置の効果が確認できる時期に内容の公表を行うように努めます。</p>

表 (2) 準備書についての秋田県知事の意見と事業者の見解 (案)

2. 個別的事項 (騒音及び振動)

No.	秋田県知事の意見	事業者の見解
1	工事用車両の運行に伴う騒音及び振動の影響については、工事用車両の運行台数が最大となる時期をダム本体工事時として予測しているが、工事計画等を踏まえ、可能な限り運行台数の設定根拠を評価書において明らかにすること。	工事計画を踏まえて予測条件として設定した、工事用車両の運行台数の設定根拠については、評価書「第7章 7.1.2 騒音、7.1.3 振動」に記述しました。

表 (3) 準備書についての秋田県知事の意見と事業者の見解 (案)

2. 個別的事項 (水質)

No.	秋田県知事の意見	事業者の見解
2-ア	ダムの供用及び貯水池の存在に伴う水温への影響について、貯水池の水温躍層の形成が予測されていることから、下流河川へ温水又は冷水が極力放流されないよう他のダム事業の類似事例や最新の知見等を踏まえ、選択取水設備の運用条件を検討し、必要に応じて適切な措置を講じること。	ダムの供用後に下流河川へ温水又は冷水が極力放流されないよう、選択取水設備の実運用に当たっては他のダム事業の類似事例や最新の知見等を踏まえ、その効果を最大限発揮できるように努めます。
2-イ	環境監視調査に当たっては、専門家等の助言を得ながら必要な項目を選定し、適切な時期及び回数を設定した上で、水質の状況を把握し、必要に応じて適切な措置を講じること。	ダム貯水池や下流河川の水質については、専門家の指導、助言を得ながら、必要な項目を選定し、適切な時期及び回数で監視を行います。 監視の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、専門家の指導、助言を得ながら、適切な措置を講じます。

表（4） 準備書についての秋田県知事の意見と事業者の見解（案）

3. 個別的事項（動物、植物及び生態系）

No.	秋田県知事の意見	事業者の見解
3-7	<p>対象事業実施区域周辺では、クマタカやサシバのつがい複数確認されていることから、事後調査の結果、工事の実施に伴い繁殖行動に影響が及ぶおそれがある場合には、専門家等の助言を得ながら必要に応じて工事を一時中断する等、環境保全措置を確実に講じること。</p> <p>また、クマタカやサシバ以外の猛禽類についても、工事の実施に伴い生息環境の変化が予測されていることから、可能な限り生息状況を把握し、必要に応じて適切な措置を講じること。</p>	<p>クマタカ、サシバについては、事後調査の結果、工事の実施に伴い繁殖行動に影響が及ぶおそれがある場合には、生息状況や生息環境の状況に応じ、専門家の指導、助言を得ながら適切な措置を講じます。</p> <p>また、クマタカやサシバ以外の猛禽類については、専門家の指導及び助言を得ながら生息状況の監視を行い、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>
3-イ	<p>湿地環境の整備に当たっては、専門家等の助言を得ながら移植対象の動物の生息に適した候補地を選定するとともに、移植に伴い候補地に生息する動物相へ影響が及ばないように十分に配慮すること。</p> <p>また、湿地は土砂の堆積や植物の繁茂等により環境が変遷する可能性があることから、専門家等の助言を得ながら移植した動物の生息環境が維持されるよう湿地環境の適切な管理に努めること。</p>	<p>湿地環境の整備に当たっては、専門家の指導、助言を得ながら、移植対象種の生息に適した候補地を選定し、候補地に生息する動物相への影響にも配慮しつつ湿地環境や止水域等を整備します。</p> <p>また、湿地環境の整備後の監視を行い、候補地に生息する動物相への影響や、土砂の堆積、植物の繁茂等、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、専門家の指導、助言を得ながら、湿地環境の適切な管理に努めます。</p>
3-ロ	<p>ダム堤体、貯水池及び付替道路の存在により、陸域及び河川域の生態系において動物の移動経路等の分断が生じ、生息域の連続性への影響が懸念されることから、生態系の典型性として選定された注目種等について引き続き生息状況の監視を行い、その結果を踏まえ必要に応じて適切な措置を講じること。</p>	<p>貯水池周辺に生息する動物の生息状況の監視の結果、生態系の典型性として選定された注目種等について、生息域の連続性への影響等、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、専門家の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>
3-エ	<p>重要な植物種の移植、播種及び挿し木に当たっては、1カ所ではなく可能な限り複数カ所から採取し、移植等を行うこと。</p> <p>なお、移植等に当たっては、専門家等の助言を得ながら適切な移植先や移植方法等を選定し、慎重に行うこと。</p>	<p>植物の重要な種の移植・播種・挿し木に当たっては、専門家の指導、助言を得ながら、複数カ所からの採取による移植、移植先・時期・方法等を含め、適切な方法を検討し慎重に実施します。</p> <p>また、移植等を行った種については、移植後の生育状況の監視を行います。</p>
3-オ	<p>建設発生土処理場予定地の一部は、ブナーミズナラ群落等の自然度の高い植生が存在することから、発生土の処理に当たっては樹木の伐採を極力回避するよう十分に配慮すること。</p>	<p>建設発生土の処理に当たっては、ブナーミズナラ群落等の自然度の高い森林の伐採を最小限にとどめ、必要以上の伐採は行いません。</p> <p>また、伐採は計画的、段階的に行い、急激な環境変化による影響を低減します。</p>
3-カ	<p>事後調査や環境監視調査に当たっては、専門家等の助言を得ながら適切な時期及び回数を設定した上で、生息及び生育等の状況を把握し、必要に応じて適切な措置を講じること。</p>	<p>事後調査や監視に当たっては、専門家の指導及び助言を得ながら適切な時期及び回数で行うとともに、事後調査や監視で環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、専門家の指導、助言を得ながら、必要な措置を講じます。</p>

表（5） 準備書についての秋田県知事の意見と事業者の見解（案）

4. 個別的事項（景観）

No.	秋田県知事の意見	事業者の見解
1	ダム堤体、貯水池及び付替道路周辺から建設発生土処理場が視認される可能性があることから、発生土の処理に当たっては景観にも十分に配慮すること。	建設発生土処理場について、法面の緑化を行う等により、眺望景観の変化を低減するよう努めます。

表（6） 準備書についての秋田県知事の意見と事業者の見解（案）

5. 個別的事項（廃棄物等）

No.	秋田県知事の意見	事業者の見解
1	建設工事に伴う建設発生土は、全量を建設発生土処理場で処理することとしているが、工事計画の策定に当たっては、発生抑制や有効利用に努めること。	工事計画の策定に当たっては、建設発生土の発生抑制や有効利用に努めます。 なお、堤体の工事で発生する建設発生土の一部は堤体材料等に再利用する計画です。

## 準備書についての住民意見と事業者の見解

準備書について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第18条第1項に基づき提出された意見書は7件であった。

提出された意見について、内容を項目別に分類し、意見の概要として要約を記載し、これに対する事業者の見解を述べる。

準備書についての意見の概要と事業者の見解を表に示す。

表(1) 準備書についての意見の概要と事業者の見解

### 1. 計画段階環境配慮に関する内容についての意見

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>環境影響評価改正法の改正部分である計画段階環境配慮書の作成義務に対して、経過措置の規定により、子吉川水系河川整備計画を計画段階環境配慮書の代替とするとの国交省の通知を示しているが、法的にはこれで承認されたとしても、この代替で、改正法が意図する計画段階環境配慮書と同様の検討がなされたのか。</p>	<p>配慮書の経過措置として、法第53条では、条例又は行政指導の定めにより作成された書類に配慮書相当の記載があるときは、配慮書相当の書類として見なすものと規定しており、また、附則第6条で、配慮書相当の書類については、主務大臣と環境大臣が協議して指定するものと規定しています。</p> <p>国土交通大臣と環境大臣の協議の結果、配慮書相当の書類として「河川整備計画で定める目標を達成するための代替案との比較等を含む書類」、主務大臣意見相当の書類として「河川法第16条の二第一項の規定により定められた河川整備計画」を指定しています。</p> <p>子吉川水系河川整備計画の策定にあたっては、学識者等による「子吉川河川整備委員会」において「整備目標を達成するための代替案との環境面を含めた比較検討」が行われており、河川法第16条の二に基づく手続に則り策定されています。</p> <p>以上から、鳥海ダム建設事業が法第53条の経過措置の対象となると考えております。</p> <p>なお、子吉川水系河川整備計画は、「洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減」、「河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」を河川整備の目標として定められたもので、鳥海ダム建設事業の上位計画ともなっています。このことから、計画段階環境配慮の主旨に合致しており、鳥海ダム建設事業環境影響評価における「配慮書相当の書類」として適切なものと考えております。</p>

表 (2) 準備書についての意見の概要と事業者の見解

1. 計画段階環境配慮に関する内容についての意見

2	<p>法体の滝に関して言えば、環境に負荷を掛けないために現在のダム案がベストか も含めたダムの配置や規模を検討した複数案が示されなければならない。そのような物はなく、経過措置適用の代替である子吉川水系河川整備計画は配慮書の実質的な役割などは何も果たしていないことが明らかで、配慮書の段階にまで戻り、検討をし直す必要がある。</p>	<p>同上 (No. 1 と同一の見解のため記載を省略)</p>
---	---	----------------------------------

表 (3) 準備書についての意見の概要と事業者の見解

2. 環境影響評価の概要についての意見 (景観)

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>鳥海国定公園に指定された周辺一帯も法体の滝の範囲と解釈している。滝本体から 300m 離れている下流域も、この範囲内にあり、法体の滝の価値・魅力が玷つけられるような印象を受ける人が多いのではないかと。しかも、この下流域は国定公園の第一種特別地域であり、その改変面積は鳥海国定公園全体の 0.05% とのことであるが、13.3ha はかなり広い。法体園地キャンプ場から視認される道路に低明度・低彩度の色を取り入れ、法面に植栽をしても自然には見えない。</p>	<p>法体の滝については事業の実施による改変はないと予測しています。また、鳥海国定公園については一部が改変されますが、改変の程度はわずかであると予測しています。主要な眺望点である法体園地キャンプ場から視認される鳥海国定公園及び鳥海山火山群を望む主要な眺望景観において、付替道路が認識され、眺望景観が変化すると予測されますが、周辺の自然景観との調和を図るための環境保全措置として、付替道路構造物への低明度・低彩度の色彩の採用や、道路法面の緑化により、主要な眺望景観の変化を低減することとしています。この結果については、準備書「第 7 章 環境影響評価の概要 7.1.9 景観 (主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観)」(p7.1.9-18~38) に記述しています。</p>
4	<p>鳥海山から人工物である鳥海ダムが視認されジオパーク認定地域にふさわしくない景色に複雑な思いとなるだろう。ダム湖が観光産業に寄与するとも思えず、ジオパークとの折り合いをどうつけるのか。</p>	<p>鳥海山 (七高山) からの眺望景観については、鳥海国定公園、鳥海山火山群及び小比内山火山を含む主要な眺望景観において、貯水池及び付替道路が認識され、眺望景観が変化すると予測されますが、周辺の自然景観との調和を図るための環境保全措置として、付替道路構造物への低明度・低彩度の色彩の採用や、道路法面の緑化により、主要な眺望景観の変化を低減することとしています。この結果については、準備書「第 7 章 環境影響評価の概要 7.1.9 景観 (主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観)」(p7.1.9-18~38) に記述しています。</p>

表（4） 準備書についての意見の概要と事業者の見解

3. 環境影響評価の概要についての意見（人と自然の触れ合いの活動の場）

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>河川の上流にダムが建設されることで、水質の悪化がダム下流の全域に及ぶことは既存の多くの例から明らかであり、予測対象箇所が矢島町親水公園までの3箇所限定しているのは実体にあっていない。また、活動の中身を公園の散策・鑑賞だけに止めていることも実体にあっていない。</p> <p>対象事業実施区域から離れているから、改変されないとの予測結果は的外れである。</p>	<p>環境影響評価の項目毎の調査地域については、鳥海ダムの事業特性と地域特性を踏まえ、水質・河床材料・流況などの予測範囲として流域面積の3倍程度を目安とした範囲で予測しました。下流での環境影響が考えられる場合は、適宜、範囲を拡大して予測評価を実施することとしており、その結果については、「7.1.4 水質」に記述しています。</p> <p>予測対象区間における利用の状況は、文献その他の資料及び現地調査において不特定かつ多数の者が利用している地点とし、散策、水遊びのほか自然観賞、写真撮影、キャンプ等が行われていることを把握しており、この結果については、準備書「第7章 環境影響評価の概要 7.1.10 人と自然との触れ合いの活動の場（主要な人と自然との触れ合いの活動の場）」（p7.1.10-5～15）に記述しています。これを踏まえ、予測にあたっては、水位及び水質の変化による快適性の変化について予測を行いました。ダム下流部の主要な人と自然との触れ合いの活動の場については、ダム建設前と比較して水質の変化は小さいと予測されることから、主な活動目的である散策における快適性は維持されると予測しています。この結果については、準備書「第7章 環境影響評価の概要 7.1.4 水質（土砂による水の濁り、水温、富栄養化、溶存酸素量、水素イオン濃度）」（p7.1.4-238～319）に記述しています。</p>

表（5） 準備書についての意見の概要と事業者の見解

4. 環境影響評価の概要についての意見（その他）

No.	意見の概要	事業者の見解
6	<p>準備書において、初めてダムが鳥海国立公園に食い込んでいることが分かる事業計画と主要な眺望点及び景観資源の重ね合わせ図や、事業の環境への影響が一目瞭然なフォトモンタージュが示された。一般の市民にとり、環境影響評価に関しては、法体の滝に及ぼす影響の是非が一番馴染みで分かりやすい項目であり、なぜもっと早い段階で、資料を提示し、多くの人たちの意見を求めなかったのか。</p>	<p>主要な眺望景観の変化にかかる調査、予測及び評価の手法については、平成27年10月8日に公告した方法書に基づき行っております。</p> <p>なお、予測及び評価の結果については、環境影響評価法第14条に基づき準備書の段階でとりまとめる内容となっております。</p>
7	<p>検討委員会は意見3及び意見4に述べたようなことを問題としなかったか、あるいはしたが、準備書記載の影響がない、小さいなどの評価になったのか。</p>	<p>鳥海ダム環境影響評価準備書は、「鳥海ダム環境影響評価技術検討委員会」からの技術的助言を踏まえて作成していますが、景観に関して、意見3及び意見4に相当する内容を含む委員会の技術的助言は、特にありませんでした。</p>